一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）		
一七〇三・一〇	甘しゃ糖みつ		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 5
	その他のもの		
	飼料用のもの		A
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		X
一七〇三・九〇	その他のもの		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 10
	その他のもの		
	飼料用のもの		A
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		X
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	二四%	C
一七〇四・九〇	その他のもの		
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	二五%	A
	その他のもの		C
第一八類	ココア及びその調製品		
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）		
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	三・五%	B 10
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七%	B 10
一八〇四・〇〇	カカオ脂		A
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五%	B 10
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
	砂糖を加えたもの	二九・八%	C
	その他のもの		R
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		X
	その他のもの		R
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	二九・八%	C
	その他のもの		X
	その他のもの		X
	その他のもの		X
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
一八〇六・三一	詰物をしたもの		X
一八〇六・三二	詰物をしてないもの		X
一八〇六・九〇	その他のもの		
	チョコレート菓子		X
	その他のもの		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		X
	その他のもの		R
	その他のもの		X
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀物、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		X
	その他のもの		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品		
	砂糖を加えたもの		X
	その他のもの	二一・三%	B 15
	その他のもの		X
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		X
	その他のもの		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品		
	砂糖を加えたもの		X
	その他のもの		R
	その他のもの		X
一九〇一・九〇	その他のもの		
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		X